

緊急事態宣言発令中の当財団の勤務体制について

一般財団法人みなと総合研究財団では、かねてより新型コロナウイルス感染拡大防止のため、主催イベントの中止とともに、フレックスタイム制及び在宅勤務制度のさらなる積極的活用等の対応を行って参りました。

今般、令和2年4月7日に政府の緊急事態宣言が発令されたことを受けて、緊急事態措置を実施すべき期間とされた5月6日までの間は、当財団に勤務する役職員は、原則として在宅勤務を実施することといたしました。

在宅勤務の実施期間中にご連絡、お問い合わせ等がある場合は、各担当者にメールでご連絡をいただければ幸いです。

今後とも、感染拡大防止と職員の健康保持に努めて参ります。

関係の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年4月8日

一般財団法人みなと総合研究財団